

富士見台小学校 放課後キッズクラブ

入会のしおり

令和6年度版



富士見台小学校
放課後キッズクラブ

電話 070-6967-7111 (お迎え専用)
070-6968-7111 (問合せ専用)
741-5108

ファクス 741-5108

メール kidsclub@lsskangaroo.org

ホームページ <http://f-kidsclub.ciao.jp>

運営法人

特定非営利活動法人 カンガルークラブ

電話 080-3455-1237

ファクス 741-5108

メール kangaroo@view.ocn.ne.jp

ホームページ <http://lsskangaroo.org>

1 放課後キッズクラブについて


1-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。

- ① **全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること**
- ② **留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供すること**を目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には横浜市の全ての小学校に設置されています。

富士見台小学校放課後キッズクラブは、保土ヶ谷区が選定した法人(特定非営利活動法人 カンガルークラブ)が運営を行っています。放課後キッズクラブでは、**放課後児童支援員**を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

 **放課後児童支援員とは**…保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上(かつ2,000時間以上)放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し横浜市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

1-2 運営法人 特定非営利活動法人 カンガルークラブについて

富士見台小学校放課後キッズクラブを運営するカンガルークラブは、子どもたちの通いなれた小学校の施設を活用し「安全で楽しい環境」で「放課後児童健全育成事業」を運営し、**充実した子どもたちの放課後の居場所づくり**を行います。

【法人名】 特定非営利活動法人 カンガルークラブ

【設立年月日】 平成18年3月29日

【住所】 横浜市保土ヶ谷区岩井町366

【連絡先】 電話 080-3455-1237 ファクス 045-741-5108

【目的】 この法人は、児童とその保護者、さらには地域住民に対して、スポーツを楽しむ環境づくり、あるいは、子どもたちの放課後の居場所づくりに関する事業を行い、親と子、あるいは親子と地域の交流などにより、地域におけるコミュニケーションの形成や子どもの健全育成づくりに寄与することを目的とする。

この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) スポーツ又は文化の振興を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(3) まちづくりの振興を図る活動

【事業】 この法人は、目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 総合型地域スポーツクラブ事業

② 放課後の児童の居場所づくり事業





わくわく【区分1】……遊び場利用を目的とした区分

すくすく【区分2 A・B】…留守家庭児童等の遊びおよび生活の場所を目的とした区分

1-3 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日および国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則として開所となります。ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります。

※土曜日および学校休業日並びに平日17時以降については、

利用希望者がいない場合等は開所時間の変更または閉所することがあります。

※学校事情により実施日、実施時間が変更になる場合があります。

1-4 放課後キッズクラブの開所時間について

- 平日は、授業終了後から19時までです。ただし、16時以降はわくわく【区分1】は、有料になります。
- 土曜日は8時30分から19時までです。すくすく【区分2 A・B】登録児童のみ参加です。
イベント参加に限っては、わくわく【区分1】登録児童も参加できます。
- 学校休業日は、8時から19時までです。
- すくすく【区分2 A・B】登録児童がお昼を挟んで参加する場合は、お弁当を持参してください。

1-5 対象児童について

放課後キッズクラブの対象児童は、原則として当該小学校に通学している1年生から6年生までの児童です。また、当該小学校の通学区域内に居住しており、国立小学校、私立小学校または特別支援学校に通学している児童も対象となります。



2 放課後キッズクラブ 利用区分「わくわく」と「すくすく」について

【区分1】

【区分2 A・B】

利用にあたっては、遊び場利用を目的としたわくわく区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊びおよび生活の場所を目的としたすくすく区分があります。

また、すくすく区分には、17時まで利用のすくすく(ゆうやけ)と19時まで利用のすくすく(ほしぞら)があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分		わくわく【区分1】	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的		遊びの場	遊びの場 + 生活の場	
登録条件		<ul style="list-style-type: none"> ●当該小学校又は当該義務教育学校前期課程(以下「当該小学校等」という)に通学している児童であること。 ●当該小学校区または当該義務教育学校区(以下「当該小学校区等」という)に居住し、国立小学校、私立小学校または特別支援学校等に通学している児童であること。 	留守家庭児童等であること	
利用時間	平日	放課後から16時まで スポット利用参加可	放課後から17時まで	放課後から19時まで
	土曜日	イベントのある日のイベント参加およびスポット利用は参加可	8時30分～17時まで	8時30分～19時まで
	学校休業日	※午前・午後どちらかで利用できます。時間等はキッズ通信でお知らせします。	8時～17時まで	8時～19時まで
利用料		無料 ※スポット利用は800円+おやつ代(100円/回)	月額2,000円+おやつ代(100円/回) (7・8月のみ月額2,500円) ※延長料は400円/回	月額5,000円+おやつ代(100円/回) (7・8月のみ月額5,500円)
			減免制度あり	
保険加入料			年額700円(必須)	
定員		なし	あり	
利用申込に必要な書類		<ul style="list-style-type: none"> ●利用申込書 ●自動払込利用申込書 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用申込書 ●自動払込利用申込書 ●留守家庭児童等であることの証明書 	
		利用区分に関わらず、食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表【写し】の提出が必要です		

留守家庭児童等とは…保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

2-1 わくわく【区分1】の利用について

● 利用時間

平日	放課後～16時	※学校休業日	イベント申込書にてご確認ください
----	---------	--------	------------------

※土曜日は**スポット利用**や、イベントのある日でイベントに参加する場合のみ利用できます。

● 利用料金

無料です。※ただし、保険加入は必須です。

● イベント参加の場合(16時を越える場合)

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、イベントを実施しています。

わくわく【区分1】のお子さんがイベントに参加する場合には、16時までに終了できるようにいたします。

お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。万が一16時を超える場合は、ご連絡いたします。

※イベント参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。

今後、イベント実施日や申込などの詳しい内容はキッズクラブ通信等でお知らせしていきます。

※スポット利用の場合には、イベント終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

※イベントが早く終了した場合は、終わり次第下校になる場合があります。

● 非常時における利用制限について

警報発表時や夏休み中の猛暑が予想される時、感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ保護者の皆様にお知らせいたします。

用語
説明

スポット利用について

わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として19時まで受け入れる制度です。

すくすく【区分2】の定員に空きがある場合のみ利用できます。

スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代(実費)がかかります。

スポット利用の場合、**放課後キッズクラブの最終下校時刻**までは、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

👉 放課後キッズクラブの最終下校時刻とは…

子どもだけでお迎えなしで下校する時間です。月に応じて決めています。

4月～10月:17時まで 11月～3月:16時30分まで

ただし、暗くなる時間が早い季節・天候等により、早目の下校になります。

複数名での下校や保護者の判断で時間を早めるなどの対応をお願いいたします。

※わくわく【区分1】は、年間を通じて16時までです。

※お迎えの場合も、必ず16時までをお願いいたします。



2-2 すくすく【区分2 A・B】の利用について

● 利用時間

すくすく(ゆうやけ)【区分2 A】※	
平日	放課後～17時
土曜日	8時30分～17時
学校休業日	8時～17時

すくすく(ほしぞら)【区分2 B】	
平日	放課後～19時
土曜日	8時30分～19時
学校休業日	8時～19時

※すくすく(ゆうやけ)【区分2 A】は延長料(400円/回)を支払うことで、17時以降も、19時まで利用することができます。お迎えの場合は、必ず17時までをお願いいたします。17時を過ぎた場合は、延長利用となり利用料(400円)がかかります。

● 利用料金

すくすく【区分2 A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいております。利用料金はキッズクラブの運営および活動を維持していくための経費としています。

	すくすく(ゆうやけ)【区分2 A】	すくすく(ほしぞら)【区分2 B】
利用料金(月額)	2,000円(7・8月のみ2,500円)	5,000円(7・8月のみ5,500円)
延長料金(19時まで)	1回あたり400円	—

※利用料金とは別に保険の加入が必要です。

※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。

※イベントに参加する場合には、利用料金の他に材料費等の実費がかかる場合があります。

すくすく【区分2 A・B】の利用料には減免制度があります(👉 詳しくは下記参照)。

👉 すくすく【区分2 A・B】の利用料減免制度について

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2 A・B】の利用に、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

横浜市就学援助を受けている方、生活保護世帯の方、市民税所得割非課税世帯の方については、減免の対象となり、すくすく【区分2 A・B】の月額利用料が次のとおり減免されます。

減免制度対象の世帯で、減免を希望される場合は、利用申込書と合わせて、6ページ **表A** の書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

● **すくすく【区分2 A・B】 減免適用後の利用料金(月額)**

減免額の上限は月額2,500円です。

(例)月額利用料(※)が2,000円の場合は、減免後の利用料は月額0円

月額利用料(※)が5,000円の場合は、減免後の利用料は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費およびプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料(1回800円)、すくすく(ゆうやけ)【区分2 A】の延長料(1回400円)および保険加入料は減免の対象となりません。

※要件を満たさなくなった場合(例:就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等)については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いいたします。虚偽または不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

● **すくすく【区分2 A・B】 減免利用申請に必要な書類**

減免を希望される場合は、以下の表をご確認ください。

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は、提出書類をご準備いただき、放課後キッズクラブへお申し出ください。申請期限は当該年度の12月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

表A

対象となる方	提出書類	提出時期
①就学援助を受けている方	<p>就学援助申請の審査結果および支給についてのお知らせ【写し】 または就学援助認定通知【写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。(当該月から減免の適用となります) ●4月初めに申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。 ●昨年度の利用料の減免を受けている場合、減免対応いたします。就学援助の審査の結果、対象でない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。 ●新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。 	学校から受理次第 速やかに
②生活保護世帯の方	<p>保護証明書【原本】または生活保護費支給証【写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料) 	キッズクラブ申込時 または 減免の適用を 受けようとする時
③市民税所得割非課税世帯の方	<p>以下の書類のうちいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】 区役所税務課で取得することができます。(1件につき300円がかかります) ■ 市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ■ 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 <p>※減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。 ※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。</p>	
④児童扶養手当を受給している方	<p>児童扶養手当証書【写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●有効期限内の証書に限ります。 児童手当や特別児童扶養手当は対象となりません。 	

3 保険への加入について「新傷害見舞金制度」

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、受益者負担として保険制度運営負担金(お子さん1人につき年額700円)を負担していただきます。この保険は富士見台小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人 特定非営利活動法人 カンガルークラブが加入するものです。保険料は郵便局にて口座引落としになります。放課後キッズクラブの利用申込みの際に、郵便局にて口座引落としの手続きもお願いいたします。なお、保険制度運営負担金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

3-1 補償

①傷害保険、②賠償責任保険の2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中および放課後キッズクラブと自宅の往復途中(自宅への一時帰宅も可)に発生した事故等による事故を補償する制度です。

- ①**傷害保険**…児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償。(「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です)
- ②**賠償責任保険**…児童が他人にケガさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

● 保険制度運営負担金

お子さん1人につき年額700円

● 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額
①傷害保険	通院(1日目から90日限度)	1,500円/日
	入院(1日目から180日限度)	4,000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害	90万円~3,000万円
②賠償責任保険	対物賠償/対人賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

● 対象となる事故の範囲

- ①**傷害保険**……放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故(交通事故も含む)
- ②**賠償責任保険**…放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

● 支払方法

郵便局より口座引落としになります。2月中の手続きをお願いいたします。

2月末までに令和6年度の手続き済みの場合…3月11日引落とし

3月末までに令和6年度の手続き済みの場合…4月10日引落とし

※3月以降の「利用申込書」提出の場合は、当月または、翌月の引落としになります。(請求の締め日により変わります)

● その他

利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。

事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求に関する案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。



4 放課後キッズクラブ 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込みは年度単位(4月1日～3月31日)で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、事前にお問合せください。

新1年生は、2月に開催するキッズの「保護者説明会」にてご提出ください。

	利用登録に必要なもの	提出締切 (4月1日から利用開始の場合)	
		在校生	新1年生
わくわく【区分1】	●利用申込書 ※「自動払込利用申込書」提出	令和6年2月10日	令和6年2月17日
すくすく【区分2 A・B】	●利用申込書 ●留守家庭児童等を証明する書類 ※「自動払込利用申込書」提出	令和6年2月10日	令和6年2月17日

👉 「自動払込利用申込書」…郵便局へ提出

キッズクラブに参加するにあたり、必要となる「保険加入料」、「有料イベント参加料」、「すくすく【区分2 A・B】の利用料」、「おやつ代」等は、郵便局の口座引落としになります。

郵便局の手続きは時間を要します。「利用申込書」提出時には手続きを済ませておいてください。在校生で、昨年度に登録した引落とし口座の変更がない方は、そのまま継続されますので手続きは不要です。なお、キッズクラブでの現金取扱いはありません。

4-1 留守家庭児童等を証明する書類

すくすく【区分2 A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2 A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母または父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2 A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません。

(利用申込書はお子さん1人につき1部必要です)

保護者の状況	各種証明書等	
会社員、公務員等	就労(予定)証明書	
勤務予定者		
産休中および育休中		
自営業	自営業従事者等申告書	
病気の方、看護・介護中の方	病気・障害等申告書(※1)	診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書	身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書(※2)	
在学中(中学生、高校生除く)	学生証の写しまたは在学証明書	
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書	地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産予定日から8週間前の日の属する月の1日～出産日から8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。(多胎妊娠の場合は、出産予定日の前14週間～後8週間となります)

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2 A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労(予定)証明書をご提出ください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

4-2 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、**すくすく【区分2 A・B】**への登録をお断りさせていただくことがあります。

4-3 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

わくわく【区分1】

学校生活への影響を考慮し、利用開始は**4月22日**からとなります。

ただし、スポット利用(利用料800円+おやつ代)の場合は、4月1日から利用することができます。

すくすく【区分2 A・B】

4月1日から利用することができます。

● 新1年生の利用にあたっての注意事項

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日～4月15日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いいたします。

- ①利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ②お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

4-4 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、**年度途中で利用区分を変更したい場合には、「利用変更届」を提出してください。**

月途中での利用区分の変更は原則できません。「**利用区分変更申込**」は、**原則、変更希望月の前月15日までに提出してください。**

ただし、**夏休み(7・8月)については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月10日までに提出してください。**

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、**極力お控えくださいますようお願いいたします。**

● 留守家庭児童等を証明する書類の提出について

年度途中で、新たに**わくわく【区分1】**から**すくすく【区分2 A・B】(ゆうやけ・ほしぞら)**に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。

一度**すくすく【区分2 A・B】(ゆうやけ・ほしぞら)**に登録していた方でも、**わくわく【区分1】**から**すくすく【区分2 A・B】(ゆうやけ・ほしぞら)**に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類(8ページ **4-1** 参照)の提出が再度必要になります。

勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

4-5 おやつについて

すくすく【区分2 A・B】およびわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。

おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけになります。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」【写し】を合わせて提出してください。

なお、学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」【写し】をキッズクラブへご提出ください。また、利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として1回100円を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

4-6 利用料等の支払方法について

キッズクラブの活動にかかる費用は、すべて郵便局の口座引落としになります。

令和6年度の「利用申込書」提出の時に郵便局への手続きも一緒をお願いいたします。

令和5年度に郵便局への手続きがお済みの場合、新たな手続きは不要です。

※すくすく【区分2】利用料・年間イベントは、当月請求です。

月の有料イベント・おやつ代は、月末締め翌月10日に口座引落としになります。(土・日・祝日の場合は翌営業日)

※保険制度運営負担金(700円/年間)については、令和6年3月に引き落とされます。

※材料準備の都合上、当日欠席してもご請求が発生する場合があります。

4-7 お迎えについて

お迎えは、保護者または代理引き取り人をお願いいたします。

「お迎え予定時間」、「お迎えする人」を参加カードに記入してください。

代理引き取り人とは…

「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引き取り人の氏名などを記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その人のお迎えが可能です。

なお、代理人がお迎えをする場合は、運転免許証などの身分証明書を提示していただきます。

5 警報発表時について

5-1 警報発表時の対応

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能かどうかご確認ください。



警報発表時の放課後キッズクラブの対応(浸水対象外)	
学校がある日	登校前 朝6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、 すくすく【区分2 A・B】 および わくわく【区分1】 のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、 必ず保護者または保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。
	登校後 児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、 すくすく【区分2 A・B】 および わくわく【区分1】 のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、 必ず保護者または保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。
	放課後 警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の 保護者または保護者から指定された方の送迎が必要です。 児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。 ※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。 ※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、 <u>放課後キッズクラブで留め置きとなります。</u>
学校がない日	朝6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、 放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、 すくすく【区分2 A・B】 および わくわく【区分1】 のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。 なお、利用する場合は、 必ず保護者または保護者から指定された方の送迎が必要です。 ※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。

避難情報が発表された場合…当該所在地に「災害発生情報」、「避難勧告・指示」、「避難準備・高齢者等避難開始」のいずれかが発表された場合をいいます。なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

横浜市 防災情報ポータル <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

本市トップページ >暮らし・総合 > 防災・救急・防犯 > 防災・災害 > 防災・災害情報 > 防災情報
> 防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況)(外部サイト)

5-2 公共交通機関の計画運休が発表された場合について

原則として、**すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2 A・B】**および**わくわく【区分1】**のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

公共交通機関の計画運休が発表された場合…市内鉄道会社(JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合とします。

5-3 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

6 夏休み期間中の利用について


6-1 わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の17時、または当日の朝5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。

詳細は、キッズクラブにお問合せください。

すすく【区分2 A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。

ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

 「熱中症警戒アラート」とは…発表は1日2回、前日の17時と、当日の朝5時。暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表。ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録

LINE公式アカウント LINE ID:kankyo_jpn

アカウント名:環境省、二次元コード(環境省のページで「友だち追加」をタップ)



※メール配信の目安は4月～10月頃です。

6-2 利用にあたってのお願い

● 水分補給

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんがこまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いいたします。

● 利用時間の順守

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いいたします。

7 キッズ参加カードの記入方法

お子さんのクラスで配布します。参加する場合は、必ずこのカードを持たせてください。

おもて

年・月の表示

保護者の方々に
向けたキッズの
案内

今月の予定、
キッズイベント
カレンダー

2023 **4月**

横浜市立富士見台小学校

放課後キッズクラブ

★◀ きまりを守って楽しくすごそう! ▶★

現在、活動に制限があります。状況を配慮し、イベント等に取り組みます。

**2023年も
継続中!!**

今、私たちにできること
一人ひとりの危機意識と
コロナに負けない環境づくり!!

放課後キッズクラブでは、「複数名での下校」の徹底と「保護者のお迎え」のお願いで、下校時の児童の安全に万全を期したいと思います。
下校時刻前の早帰りについては、近所のお友だちと一緒にの参加や、保護者の方と通学路の途中で待ち合わせなどをお願いしています。

●お迎えの保護者様へ コロナウイルスの感染拡大防止対応のため、下の昇降口でお子様の引渡しをいたします。スピーディーな対応をさせていただきますので、10分前にお電話をいただければ、準備して待機いたします。

□ 区分1 区区分2A 区区分2B ※ ○ はキッズお休み ※「□区分1」は、イベント参加が終わり次第下校です。自由遊びはできません。
※イベント申込は「マイページ」より受付いたします。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 「キラキラカード」を 作ろう 2年~ □ 10:00~11:00 区 12:30~13:30	4	5	6 お絵かき 区 10:00~ 2年~ マンガ 3年~ 13:00~	7 ランチ 区 カレーライス	8
9	10 ランチ 区 おむすび弁当 サボート 2年~ 14:30~ ドッジ 2年~ 14:30~	11 英語 2年~	12 ランチ 区 のり弁 サッカー 2年以上 14:30~	13 お絵かき □ 2年~ 14:30~	14 英語 新1年生体験会 13:40~14:30 英語 2年~ 14:30~	15
16	17 新1年生歓迎パルーン劇 [ぐりとぐら] ~15:00 サボート 2年~ 14:30~ ドッジ 2年~ 14:30~	18 英語 新1年生体験会 13:40~14:30 英語 2年~ 14:30~	19 トール 3年~ 14:30~	20 お絵かき 区 13:30~ 3年~ マンガ 4年~ 14:30~	21 英語 2年~ 14:30~	22 ペン習字
23	24 サボート 2年~ 14:30~ ドッジ 2年~ 15:30~	25 英語 2年~ 14:30~	26 科学 新1年生体験会 13:40~14:30 トール 3年~ 14:30~	27 お絵かき □ 1年~ 13:30~	28 英語 2年~ 14:30~	29
30						

利用するお子さんの
氏名・学年・クラスを
シール添付

キッズ参加の注意事項

連絡は 070-6967-7111 または 070-6968-7111

- マスクは、必ず着用しましょう。
- 発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善されるまでは、参加できません。
- 体調がすぐれないときは、お休みしましょう。

参加カードは忘れないように
お願いします!!

キッズ連絡先、
注意事項

キッズに参加する時は、受付に出します。(記入は必ず保護者が行ってください)

区分の説明、
カレンダー記入の注意事項

うら

利用するお子さんの
氏名・学年・クラスを
シール添付

下校時間は登録した区分により異なります。
区分1 イベントを申し込んだ時間帯まで
区分2A 児童のみで下校の場合は17:00まで。お迎えありは17:00まで
区分2B お迎えありで19:00まで

お迎えは時間内をお願いします 区分2A 17:00を過ぎますと延長料金400円がかかります

※[区分1]の利用は、イベント申し込みが必要です。※当日申し込みの一時利用は、16:00までにご連絡ください。

- カレンダー注意事項**
- ▶ 下校時間記入/時間変更ありの場合は、変更可能な時間を記入してください。このときは、お子様の要望にて変更します。連絡はいたしません。
 - ▶ お迎えの有無について/必ず記入してください。お迎えする人欄に名前がなく、お迎えなしにもチェックがないときは、お迎えなしと判断いたします。
 - ▶ お着替えの用意をお願いします/タオル・下着・靴下・洋服一式(必ず名前の記入を)

電話・メールなどで事前に申込をお願いします。当日受付もOK!

マイページ変更時 記入欄

学校行事	健康チェック (何もなければ ✓印)	当日の 体温	日	曜日	スポット利用 (利用は ○印を記入)	マイページ変更時 記入欄		ご家庭からの連絡事項
						お迎えなし 下校時間	お迎えあり お迎え予定時間 お迎えする人	
春休み			4/1	土		:	:	ご家庭から キッズに連絡事項が ある場合、自由に ご使用ください
			3	月		:	:	
			4	火		:	:	
			5	水		:	:	お迎えの有無記入欄 ※「お迎えする人」の記入は必須です
			6	木		:	:	
			7	金		:	:	
離任・始業 入学式			8	土		:	:	マイページ変更時 記入欄 当日変更がある場合は ここにご記入ください ※参加予定は前日までに マイページ「予約登録」に入力してください
短縮			10	月		:	:	
短縮			11	火		:	:	
短縮			12	水		:	:	
給食開始			13	木		:	:	
			14	金		:	:	
			15	土		:	:	
			17	月		:	:	
委員会			18	火		:	:	
			19	水		:	:	
授業参観 懇談会 2・3・4年			20	木		:	:	
授業参観 懇談会 5・6年			21	金		:	:	
			22	土		:	:	
			24	月		:	:	
			25	火		:	:	
			26	水		:	:	
			27	木		:	:	
			28	金		:	:	

健康チェック欄
※毎日のお子さんの
健康チェックを
お願いします

スポット利用
記入欄

富士見台小学校の行事予定

8 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース(以下、事故情報データベース)」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めてまいります。万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、予めご理解くださいますようお願いいたします。

- 〈内閣府ウェブページ〉特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/databases/>

9 お問い合わせ先について

放課後キッズクラブを利用する上でのご意見・ご要望等ありましたら、
富士見台小学校 放課後キッズクラブ 主任指導員 稲垣、
または運営法人 特定非営利活動法人 カンガルークラブまでご相談ください。



富士見台小学校 放課後キッズクラブ	電話:070-6967-7111(お迎え専用) 070-6968-7111(問合せ専用) 741-5108	ファクス:741-5108
運営法人 特定非営利活動法人 カンガルークラブ	電話:080-3455-1237	ファクス:741-5108
横浜市保土ヶ谷区子ども家庭支援課	電話:334-6322	ファクス:333-6309
横浜市子ども青少年局放課後児童育成課	電話:671-4068	ファクス:663-1926

